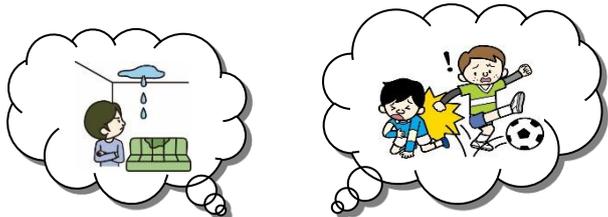


「日常生活賠償特約」をセットされる際のご注意



「日常生活賠償特約」をセットすれば、**万一、日常生活の事故で相手の方に損害を与えてしまった場合も安心！**

でも…

ご自身やご家族の他の保険契約にも同様の特約がセットされている場合、**保険料を無駄に支払ってしまうことがあります！**



「日常生活賠償特約」は、お客さまのニーズ（意向）に応えるため、多くの保険会社、保険種目で販売している特約です。

<三井住友海上の場合の名称> ※保険会社によって名称が異なる場合があります。

自動車保険・火災保険・傷害保険（いずれも積立タイプを含む）

日常生活賠償特約



当代理店がお取り扱いするお客さまのご契約については、ご家族のご契約も含めて確認しており、ご確認させていただいた内容に応じて特約セット要否をご提案しています。しかし、他の代理店でご契約されている保険契約がある場合等、複数の保険会社や代理店で保険をご契約されているときは、「保険料の無駄払い」が発生している可能性があります。このような「無駄払い」を発生させないためにも、まずは当代理店にご相談ください。

たとえば、このようなケースで保険料の無駄払いが発生します。



次の方が同居



お父さま



お母さま



お客さま



配偶者さま



お子さま



ご自宅の火災保険
■引受保険会社：A社
■特約の記名被保険者：お父さま
■「日常生活賠償特約」セットあり



お客さまのお車の自動車保険
■引受保険会社：三井住友海上
■記名被保険者：お客さま
■「日常生活賠償特約」セットあり

上記例では、お客さまが自動車保険に日常生活賠償特約をセットすれば、お父さまからお子さままでの日常生活賠償事故が、お父さまの火災保険の日常生活賠償特約の有無にかかわらず、日本国内で発生した事故の場合、保険金額「無制限」で補償されます。この場合、保険料の無駄払いが発生します。このようなケースを「**補償の重複**」^(注)といえます。

補償が重複している場合は、特約のセット要否をご確認いただき、当代理店へご相談ください。

(注)「日常生活賠償特約」以外にも「補償の重複」が発生する可能性のある特約があります。詳細については、『重要事項のご説明』等をご確認ください。

「日常生活賠償特約」の補償の対象となる被保険者の範囲は、以下の①～④の方です。^(注)

①（記名）被保険者 / ② ①の配偶者 / ③ ①または②の方の同居の親族 / ④ ①または②の方の別居の未婚のお子さま

(注) これらのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、監督義務者等が被保険者となります。



同じ特約名であっても、保険会社ごと、商品ごとにセット条件や補償内容が異なる場合があります。

<三井住友海上の各商品における日常生活賠償特約>

	自動車保険	火災保険 (積立タイプを含む)	傷害保険 ^(注1) (積立タイプを含む)
セット条件	—	— ^(注2)	— ^(注3)
保険金をお支払いする主な場合	日本国内・日本国外における日常生活の事故により、他人を死傷させること、他人の財物に損害を与えること、または日本国内で誤って線路へ立入ってしまったことなどが原因で電車等 ^(注4) を運行不能にさせることにより、法律上の損害賠償責任を負った場合	日本国内もしくは日本国外で発生した記名被保険者の住宅の所有・使用・管理に起因する事故や日常生活の事故により他人の生命もしくは身体を害したり、他人の財物に損害を与えたり、または日本国内で誤って線路に立ち入り電車等 ^(注4) を運行不能にさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合	日本国内もしくは日本国外で発生した被保険者の住宅の所有・使用・管理に起因する事故や日常生活の事故により他人の生命もしくは身体を害したり、他人の財物に損害を与えたり、または日本国内で誤って線路に立ち入り電車等 ^(注4) を運行不能にさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合
保険金額(国内)	無制限	3億円	3億円
保険金額(国外)	3億円	3億円	3億円

(注1) 保険始期や商品によって補償内容等が異なる場合があります。

(注2) 2015年9月以前始期契約で「受託物賠償特約」を希望する場合は、同時セットとなります。

(注3) 2021年6月以前始期契約の「晴れやか世代」(特定傷害保険)で「携行品特約」を希望する場合は、同時セットとなります。

(注4) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

ケース①: 保険金額を増額したいケース

日常生活賠償特約の保険金額が無制限以外の場合は、重ねてセットすることで保険金額を増額することができます。たとえば三井住友海上の商品では、保険金額が3億円の火災保険と3億円の傷害保険の2契約において「補償の重複」が発生している場合は、保険金額は6億円に増額されます。

※三井住友海上以外の商品では異なる場合があります。

ケース②: ご家族と今後別居される予定があるケース

表面の例のご家族の場合、お客さまがご両親と別居されたときは、お父さまの火災保険ではお客さまご夫婦とお子さまは補償の対象とはならず、また、お客さまの自動車保険ではご両親が補償の対象とはなりません。このため、別居される時期が近い場合は、あらかじめそれぞれのご契約にセットしておくことも考えられます。

このほか、たとえば自動車保険の契約に特約をまとめられた場合、自動車を廃車された際に他の保険契約に改めて特約をセットする必要があるケースもあるため、その際は当代理店までご連絡ください。

「補償の重複」を発生させないために、当代理店が他の保険会社や他の代理店のご契約も含めてきめ細かく診断しますので、まずはお客さまやご家族で他の保険契約がありましたら、保険証券をご用意のうえ当代理店にご相談ください。



●このチラシは自動車保険、火災保険および傷害保険の日常生活賠償特約をセットいただく際の注意事項をご説明したものです。補償内容は特約により異なりますので、必ず各商品パンフレットや『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご確認ください。

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料)

東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館

電話受付時間 平日9:00~19:00 土日・祝日9:00~17:00(年末年始休業させていただきます)

<https://www.ms-ins.com>